

令和8年度赤い羽根共同募金地域配分(B配分)申請受付



社会福祉協議会HP

市内施設・団体に助成を行います。

申請額／1施設・団体30万円以内

対象事業／社会福祉法人や民間の非営利団体が実施する備品整備、修理、利用者主体の事業など

締め切り／8月31日(月)

詳細は社会福祉協議会参照

社会福祉協議会 ☎042-481-7617

精神障害者家族会の情報交換・相談会

日①7月11日(出)②25日(出) 午後1時30分～3時30分

所①総合福祉センター2階203会議室②こころの健康支援センター別館ダイルーム 精神保健福祉に関する情報交換、家族の悩み相談ほか

当日直接会場へ

精神障害者家族会かささぎ会・今井

☎090-8504-3797

(障害福祉課)

お笑いイベント 笑って、心も体もリフレッシュ



専用フォーム

日8月3日(月)午前10時～11時30分(9時40分開場)

所文化会館たづくり8階映像シアター 65歳以上の市民 笑いながら不思議とタメになる「お笑い」「健康」「ダイエット」の融合ネタ やせ騎士(ダイエットインストラクター芸人)

定申し込み順40人 無料

申7月6日(月)から専用フォームまたは電話で高齢者支援室 ☎042-481-7150

簡単! 10の筋力トレーニング講座



専用フォーム

日8月4日(火)午前10時～11時30分

所グリーンホール小ホール 65歳以上の市民で要介護・要支援・日常生活支援総合事業対象者の認定を受けていない方。医師から運動制限を受けている方は医師の許可を得て受講 申し込み順50人

申7月6日(月)から専用フォームまたは電話で高齢者支援室 ☎042-481-7150

暮らしの情報

税金・保険・年金

国民健康保険に加入している方へ



市HP

◎資格情報のお知らせまたは資格確認書を発送

令和8年6月中旬までに加入されている方に、マイ

ナ保険証の利用登録の状況に応じて、資格情報のお知らせまたは8月1日以降に使用する資格確認書(うぐいす色)を7月上旬以降順次発送します。

※資格情報のお知らせは、交付済みの内容から変更のない70歳未満の方には送付しません

※同一世帯でも送付物が異なる場合は別便で発送

◎令和8年度国民健康保険税の納税通知書を発送

令和8年4月～令和9年3月の加入者ごとの税額を合算し、世帯主宛に7月8日(火)に発送します。年度の途中の加入・脱退は、加入月数に応じた月割り課税となります(加入・脱退ともに要手続き※郵送またはマイナンバーカードによるオンライン手続き可)。7月下旬になっても納税通知書が届かない場合は問い合わせください。

市の国民健康保険に加入している方

詳細は同封の各リーフレット・市HP参照

保険年金課 ☎050-1720-3706

後期高齢者医療保険に加入している方へ



市HP

◎資格情報のお知らせまたは資格確認書を発送

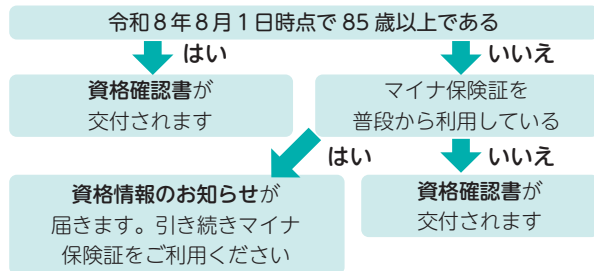
全ての被保険者に8月1日(出)以降使用する資格情報のお知らせ(白色)または資格確認書(水色)を7月中旬以降順次お届けします。令和8年8月1日時点で85歳以上の方は「資格確認書」を、84歳以下の方でマイナ保険証を普段から利用している方には、「資格情報のお知らせ」をお送りします。

マイナ保険証の利用状況は、資格情報のお知らせまたは資格確認書の作成時点で判定します。どちらをお送りするかは、発送直前に確定するため、個別のお答えはできません。



▲資格情報のお知らせ

▼資格確認書



◎資格確認書の交付を希望する方

次のいずれかに該当する方は申請により資格確認書を交付します。詳細はお問い合わせください。

- ①マイナンバーカードを紛失した方・更新中の方
- ②介助者などの第三者が本人に同行して本人の資格確認を補助する必要があるなど、マイナンバーカードでの受診が困難である方

保険年金課 ☎050-1720-3706

令和8年度介護保険料算定における特例措置

高齢者支援室 ☎042-481-7504

令和7年度税制改正により、令和7年中の給与所得控除の最低保障額が65万円に引き上げられましたが、令和8年度介護保険料の算定に限り控除額引き上げの影響を遮断する特例措置が設けられました。

特例措置の内容

①合計所得金額の調整

税制改正前の給与所得控除額で算出した給与所得により、合計所得金額を計算します。

②市民税課税・非課税の判定

税制改正前の給与所得控除額を用いた給与所得により合計所得金額を算出し、課税・非課税を判定します。これにより、市民税は「非課税」でも、介護保険料の算定では「課税」とみなす場合があります。

- ①第1号被保険者(65歳以上)で、以下のA④を満たす方
- ②第1号被保険者(65歳以上)及び同じ世帯の方で、以下のA④を満たす方
- A 令和8年1月1日と4月1日のいずれも調布市に住居登録がある方
- B 令和7年1～12月の給与収入が55万1000円以上190万円未満である方

特例減免について

特例措置により非課税から課税に変更となる方で、令和7年度に市民税非課税の方は、令和8年度に限り特例措置を適用せず算定した保険料に減免します。

※市民税の情報を基に該当者全員に適用するため、減免申請は不要。減免適用後の介護保険料は7月10日(金)に発送する令和8年度介護保険料決定(納入)通知書を要確認

住まい・街づくり・環境

市内事業者や集合住宅の管理組合への省エネに関する補助

市内事業者や集合住宅の管理組合に、電気料金の負担軽減にも有効なLED照明の交換費用を補助します。加えて市内事業者には、窓やドアなどの断熱化改修工事、高効率給湯器導入に対する補助も行います。

◎市内に事業所がある中小企業・小規模事業者

補助内容／①LED照明設備②断熱化改修、高効率給湯器設置 補助額／①上限60万円(対象経費の5分の4) ②各5万円(自己負担額が5万円以上に限る)

申請期間／①7月21日(火)～11月27日(金)②8月3日(月)～11月27日(金)

◎市内の集合住宅の管理組合

補助内容／LED照明設備(集合住宅共用部に限る)

申請期間／7月21日(火)～11月27日(金)

補助額／上限60万円(対象経費の5分の4)

市内事業者は個人事業主を含む。また、大企業が実質的に経営している中小企業、学校法人は除く。LED照明設備は省エネ診断費(無料)の実施も必要

申11月27日(金)までに〒182-0026小島町1-2-1 調布市中小企業等ゼロカーボン推進補助事業事務局(東京都電気工事工業組合調布地区本部内)

☎042-452-8230

(環境政策課)

補助金で賢く導入 太陽光・蓄電池 まるごと説明会



専用フォーム

脱炭素に向けた再生可能エネルギーの導入促進として、環境にやさしく、災害時などもしもの備えにも役立つ「太陽光発電設備」や「家庭用蓄電池」「家庭用燃料電池エネファーム」を紹介し

日7月26日(日)

午前部：午前10時～ 午後部：午後2時～ 所多摩川自然情報館(染地3-8-26) 各回10組 専用フォームまたは電話で東京ガスライフバル調布江 ☎050-3818-9323(月～土曜日午前9時～午後7時、日曜日・祝日は午後5時まで)(環境政策課)

多摩川住宅地区地区計画(狛江市域)の変更などに関するまちづくり懇談会



専用フォーム

日①7月31日(金)午後6時30分～8時②8月1日(出)午前10時30分～正午(各回同内容)

所狛江市西河原公民館多目的ホール(狛江市元和泉2-35-1)

専用フォームから申し込み、または郵送・FAX・Eメールで件名(西和泉スポーツ施設に関する説明会)・住所・氏名・電話番号を明記し、7月27日(月)までに〒201-8585狛江市和泉本町1-1-5 狛江市都市建設部まちづくり推進課 ☎03-3430-6870

tokeit01@city.komae.lg.jp※要予約・多数抽選

まちづくり推進課 ☎042-481-7444、狛江市都市建設部まちづくり推進課 ☎03-3430-1309

健康

がん患者等アピアランスケア支援事業～ウィッグ・胸部補整具への助成～

申請日時点で市内に住居を有し、がん等と診断された方で次の全てに該当する方(「がん等」とは、がん・重度の脱毛症を指す) ①がん等の治療に伴う外見の変化により、就労、社会参加などに支障がある、または支障が出る恐れがある方 ②本事業の助成を受けたことのない方 ③ほかの助成制度などの対象となっていない方

助成金額の上限3万円

申請期限／支払い日の翌日から1年以内

申申請書などで健康推進課 ☎042-441-6100

◎令和8年度ちょびット協力金募集 協力金は、地域のつながりづくりや世代間交流の活動など、さまざまな福祉活動の充実のために活用されます。

協力方法／窓口(社会福祉協議会、市役所3階福祉総務課、神代出張所など)、オンラインクレジット決済(社会福祉協議会HPからアクセス可)

などから申し込み

社会福祉協議会 ☎042-481-7617



社会福祉協議会HP